平成14年10月10日判決言渡 平成14年(ハ)第70909号 貸金請求事件 主 文

1 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請 求

別紙請求の趣旨1項記載のとおり

第2 事案の概要

1 請求の原因

別紙請求の原因記載のとおり

2 抗 弁

本件債権は時効により消滅したので援用する。

3 再抗弁

被告は消滅時効完成後である平成14年5月23日に80万円を原告に支払ったので、消滅時効の援用権を喪失した。

4 再抗弁に対する被告の主張

原告の担当者が被告の母や姉妹に対し執拗に電話で支払いを求めたので、妹がその 子供たちの小さいときから蓄えた預金を下ろして支払ったもので、被告はそれを頼 まなかったし何ら関知していない。

5 争 点

被告が消滅時効の援用権を喪失したかどうかである。

第3 当裁判所の判断

- 1 甲2号証,乙1号証,被告本人尋問の結果及び弁論の全趣旨によれば,次の事実が認められる。
- (1) 被告は、平成13年8月ころ刑務所を出所し、川崎市a区bの住所に戻ったが、妻と離婚して被告の実家である肩書住所に転居した。その肩書住所では、被告の母Aが「B」という屋号で沖縄料理店を経営し、被告の姉Cと妹Dが昼間だけ手伝いに来ていた。原告の担当者Eは、平成14年5月14日午後4時ころ、被告に電話をかけ「元利合計で300万円近くになっているので、30万円を都合してほしい、今日午後4時30分に回答してもらいたい。」と言った。被告は元配管工であったが、その当時仕事がなく30万円もの金を都合する当てが全くなかったところ、配管工をしていた当時の上司であったFを思い出し、同人に電話をかけたが不在であった。そこで、被告は同日午後4時40分にEに電話をかけ「金の都合がつかない。」と言ったとこ
- ろ、Eは上司に相談した後「今日30万円を都合できなければ、明日からは50万円になる。もし支払わなければ、裁判にかけても300万円はきっちり取ってやる。」と言ったので、被告はとても話にならないと思って、それ以後は一度も電話口に出なかった。
- (2) Eは、引き続き何回となく被告に電話をかけたが、被告が電話口に出なかったので、やむを得ず電話口に出た被告の母や姉妹に対し、繰り返し執拗に被告の所在を聞いたり被告の代わりに支払ってほしいと言った。その結果、Eの執拗な電話のため沖縄料理店の仕事にも支障が生じたので、平成14年5月23日午前11時20分ころ、妹はEに電話をかけ「いくら支払ったら、残額をまけてくれるのか。」と聞いたところ、Eは上司に相談した後最終的に105万円でよいと答えた。そこで、妹は、三人の子供たちが小さいときから蓄えた預金を下ろすなどして80万円を集め、これを原告の預金口座に振り込んだが、残金25万円は支払わなかった。その後、被告は、妹が80万円を原告に支払ったことを聞いて、「頼みもしないのに、それまでしてな
- ぜ80万円も支払ったのか。」と言ったので、それ以来妹とは口も聞いていない。2 債務者が自己の負担する債務について消滅時効が完成した後に、債権者に対する債務の承認をした場合、時効完成の事実を知らなかったとしても、以後、消滅時効の援用をすることが許されないとされる理由は、時効完成後、債務者が債務の承認(一部弁済)をすることは、時効による債務消滅の主張とは相容れない行為であり、相手方においても債務者はもはや時効の援用をしない趣旨であると考えるであろうから、その後においては債務者に時効の援用を認めないとすることが、信義則に照らし相当であるからである。

そこで、前記認定事実によって判断すると、平成14年5月14日時点での被告の

債務は元利合計で230万円弱であったのに、Eは、元利合計で70万円も多い300万円近くになっていると被告に言い、時効完成後であることを承知しながら一部弁済を執拗に迫っている。そして、Eは、連帯保証人でもなく原告に対し何らの法的義務を負っていない被告の母や姉妹に対し、執拗な電話をかけたことにより沖縄料理店の仕事にも支障を生じさせ、それに耐えきれなくなった妹に対し、三人の子供たちが小さいときから蓄えた預金を下ろすなどして80万円を集めさせるほどの窮地に立たせている。これらの行為は、金融庁事務ガイドライン3ー2ー2(2)②の「反復継続して、電話で連絡し」に該当し、同(3)③の「法律上支払義務のない者に対し、支援制力に対し、

したり、必要以上に取立への協力を要求すること」に該当する。したがって、このような場合にまで、債権者である原告の信頼を保護するために、債務者である被告がその債務について消滅時効の援用権を喪失すると解すべき理由はない。よって、本件債権は時効により消滅しているので、原告の請求は理由がない。

東京簡易裁判所

裁判官 横田康祐

## 請求の趣旨

1. 被告は、原告に対して、次の金員を支払え。

金 1,578,777円

および上記金員の内金 300,000円に対する平成14年5月24日から支払済みまで年36.0%の割合による選延損害金。

2. 訴訟費用は、被告の負担とする。 との判決および仮執行の宣言を求める。

## 請求の原因

1. 原告は、被告に対し、次の通り金貝を貸し渡した。

①貸付年月日

昭和58年 2月 8日

(2)貸付金額

金 300,000円

③弁済期日

第一回弁済期日は昭和58年3月7日を初回とし、以後 毎月7日を期日とする。

但し初回の期日が1ヶ月に満たないときは、経過日数によ 利息を乗じた金額を、第二回以降の支払いは元利均等払い より1回の支払額15,000円を35回に支払う。

④利息の割合

実質年率 41.975%

⑤特

- 約 (1) 弁済期限後の遅延損害金は同率とする。
  - (2) 被告は上の約定による支払いを1回でも怠ったときは、期の利益を失い、残元金に上金員を付加して全額一時に払う
  - (3)本件に関する第一審裁判所は原告、被告間で合意した原告の本店を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。
- 2. しかるに被告は、昭和58年3月7日までに支払うべき約定の金額を支払 わず、同日の経過により期限の利益を失った。

また、被告のなした弁済を利息制限法に引きなおすと別紙計算書の通りであり 平成14年5月23日に金80万円を支払った以後は、未だに支払いがない。

3. よって、原告は被告に対し、次のとおりの支払いを求める。

(1) 元

金

300.000円

- (2) 上記金員に対する平成14年5月24日から支払い済みまで年36、0% の割合による遅延損害金
- (3) 未払い利息金・遅延損害金 1,278,777円

- 3. よって、原告は被告に対し、次のとおりの支払いを求める。
  - (1) 元

金

300,000円

- (2) 上記金員に対する平成14年5月24日から支払い済みまで年36、0% の割合による遅延損害金
- (3) 未私い利息金・遅延損害金 1,278,777円

~
*
*
俥
电学算
楲
Ē
Œ.
开门
*
*

不足会	6.000 6.000
幾元金	222222222222 2222222222222222222222222
城石館	300 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00
元金充当額	<del>,</del>
	2880 2822 2822 2822 2822 2822 2822 2822
利息制限法による利息・損害会	300,000*0,18000*0027/365=300,000*0,3600*0299/365=300,000*0,36000*1095/365=300,000*0,3600*1095/365=300,000*0,36000*1095/365=300,000*0,36000*1095/365=300,000*0,36000*1095/365=300,000*0,36000*1095/365=300,000*0,36000*1095/365=300,000*0,36000*1095/365=300,000*0,36000*1095/365=300,000*0,36000*1095/365=300,000*0,36000*1095/365=300,000*0,36000*1095/365=300,000*0,36000*1095/365=300,000*0,36000*1095/365=300*0*1095/3
支払金	(大) (大) (200, 000, 000, 000, 000, 000, 000, 000,
使用日数	20000000000000000000000000000000000000
取引日	S58-2-8 H14-5-23

